

○銃砲刀剣類所持等取締法に基づく報告徴収、受診命令、公務所等への照会及び調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の保管要領の制定について

〔 令和 7 年 2 月 2 7 日 〕
〔 例規甲（保許）第 4 5 号 〕

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく報告徴収、受診命令、公務所等への照会及び調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の保管要領

第 1 趣旨

- 1 この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 3 3 年法律第 6 号。以下「法」という。）において、銃砲若しくはクロスボウ（以下「銃砲等」という。）若しくは刀剣類の所持許可者又は年少射撃資格者（以下「所持許可者等」という。）が、許可又は認定を受けた後も引き続き許可又は認定の基準に適合しているかどうかを調査するため、公安委員会がその者に対して必要な報告を求め、又は指定する医師の診断を受けることを命ずることができることとされたことから所要の手続を定め、また、銃砲等若しくは刀剣類の所持許可若しくは年少射撃資格の認定申請があった場合又は所持許可者等が欠格事由に該当するとの情報があった場合に、その者が欠格事由に該当するかどうか調査する必要があるときの公務所等への照会の手続を定めるものである。
- 2 銃砲等又は刀剣類の所持許可者等が欠格事由に該当する疑いがある場合には、当該銃砲等又は刀剣類を使用した事案を防止するため、その者が所持する銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、調査を行う間、保管することができることとし、その処理手続に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 専決事務

この要領に定める事務は、山梨県公安委員会事務専決規程（昭和 4 3 年山梨県公安委員会規程第 2 号）に定めるところにより、生活安全部保安課長（以下「主管課長」という。）及び警察署長（以下「署長」という。）が処理する。

第 3 報告徴収及び受診命令

署長は、法第 1 2 条の 3 に基づく報告徴収及び受診命令に関する事務を次により処理するものとする。

なお、受診命令を行う場合は、主管課長と協議した上で行うものとする。

(1) 報告徴収

ア 所持許可者等に報告を求める場合は、報告徴収一覧表（第1号様式）に記載の上、報告に必要な期限を明記した報告徴収書（第2号様式）を作成して交付すること。

なお、当該所持許可者等に対しては、報告を求める内容について説明し、内容を理解させること。

イ 報告徴収を行った場合は、報告徴収書の写しを作成し、その他関係記録とともに整理保管すること。

(2) 指定医師による受診命令

ア 指定医師との調整

主管課長は、山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年山梨県公安委員会規則第4号）に基づき、所持許可者等のうち、イに掲げる者に対し受診命令を行うに当たっては、指定医に当該所持許可者等の住所、氏名、診断を命ずる理由等を連絡し、事前に調整を図るものとする。

イ 受診命令の対象者

次に掲げる事項に該当している疑いのある所持許可者等のうち、受診の必要がある者とする。

- a 統合失調症
- b そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
- c てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
- d aからcまでのほか、自己の行為の是非を判断し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、若しくは著しく低下させる症状を呈する病気
- e 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症
- f アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- g 自己の行為の是非を判断し、又はその判別に従って行動する能力がなく、若しくは著しく低い者（aからfまでに該当する者を除く。）

ウ 受診等命令書等の交付

受診命令を行う場合は、報告に必要な期限を明記した受診等命令書（第 3 号様式）を作成の上、診断結果を報告させる診断書（第 4 号様式）とともに交付すること。

エ 受診命令に係る診断書

第 4 号様式は、法第 5 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに該当するかどうかの診断が求められていることを関係団体に説明した上で作成されたものであることを踏まえ、受診命令の対象者には、第 4 号様式による診断書の作成を医師に依頼するよう教示すること。

オ 関係書類の保管

署長は、受診命令を行った場合、受診等命令書の写しを作成し、その他関係書類とともに整理保管すること。

(3) 報告徴収及び受診命令に要する費用

報告徴収及び受診命令に要する費用は、所持許可者等が法により負う義務の履行に必要な経費であるため、報告徴収又は受診命令の対象となる所持許可者等（以下「対象者」という。）の自己負担とする。

(4) 報告徴収及び受診命令に従わない場合の措置

報告徴収又は受診命令に従わない場合は、法第 11 条第 1 項第 1 号に基づき、許可取消処分の対象となることから、生活安全部保安課と協議の上、対応すること。

(5) 審査請求に関する手続の教示等

報告徴収又は受診命令に際しては、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求に関する手続（以下「審査請求に関する手続」という。）を対象者に教示すること。

なお、報告徴収又は受診命令は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項第 14 号に該当するため、同法第 2 章から第 4 章の 2 までの規定は適用されない。

第 4 公務所等への照会

- 1 署長が、山梨県警察銃砲刀剣類の所持許可等事務の取扱いに関する訓令（昭和 56 年山梨県警察本部訓令第 11 号）第 21 条の 4 の規定により、主管課長の同意を得て法第 13 条の 2 の規定に基づく公務所等への照会を行う場合は、銃砲等又は刀剣類関係事項照会書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号。

以下「規則」という。) 別記様式第75号。以下「照会書」という。) により、次の要領で行うものとする。

なお、公務所等とは、公務所(市役所、区役所等の官公庁その他の公務員が職務を行う場)、公の団体(独立行政法人等)、私の団体(私立病院、診療所並びに銃砲等又は刀剣類所持者及び銃砲等又は刀剣類所持許可申請者(以下「所持者等」という。)の勤務先等)及びその他の関係者(所持者等の親族、同居人、友人、近隣居住者、病院等に属さない医師等)をいう。

2 照会書の管理

(1) 管理責任者の指定

警察署の生活安全担当課長を照会の管理責任者とする。

(2) 管理責任者の任務

管理責任者は、照会書の右上隅にナンバリング等で一連番号を付した上で、取扱年ごとに銃砲等又は刀剣類関係事項照会書管理簿(第5号様式。以下「管理簿」という。)とともに保管・管理すること。

(3) 管理責任者不在時等の措置

ア 代行者の指定

管理責任者は、不在等によって自ら照会書を管理できないときは、あらかじめ警部補相当職以上の者を管理代行者(以下「代行者」という。)に指定して照会書の管理を代行させること。

イ 管理責任者への報告

代行者は、代行管理中における照会書の取扱い状況について管理責任者に報告すること。

3 照会要領

(1) 照会書の交付

銃砲等又は刀剣類の許可業務担当者(以下「担当者」という。)は、管理責任者に対し、照会を必要とする理由及び照会書の必要数を告げて、管理責任者から照会書の交付を受けること。この場合において、管理責任者は、管理簿に所定事項を記載すること。

(2) 発出までの決裁及び副本の保管要領

ア 担当者は、照会書に照会内容等所定事項を記載後、副本を作成し、副本の上部

に決裁枠を設け、署長の決裁を受けること。

イ 照会書には、正本と副本の上部中央付近に、山梨県公安委員会公印規程（昭和 37 年山梨県公安委員会規程第 1 号）第 2 条別表第 1 に規定する 9 号印により正本を上にして、契印及び照会者印を押印すること。

ウ 副本は、管理責任者が一連番号順に整理して管理簿とともに保管すること。また、正本の写しを作成して当該照会に係る調査関係書類とともに保管すること。

(3) 回答文書の整理等

担当者は、照会の回答が得られたときはその旨を管理責任者に報告するとともに、当該照会に係る調査関係書類とともに保管すること。また、報告を受けた管理責任者は、管理簿に回答日等の必要事項を記載し整理すること。

(4) 使用しなくなった照会書の措置

担当者は、照会書の記載を誤った場合、交付を受けた後に照会の必要がなくなった場合等交付を受けた後に使用しなくなった照会書の正本及び副本は廃棄せずに管理責任者に返納すること。また、管理責任者は、担当者から当該照会書の返納を受けたときは管理簿の備考欄に必要事項を記載し、副本の作成後であれば副本とともに一連番号順に保管すること。

4 照会に際しての留意事項

(1) 取扱者等の明記

照会先からの問合せなどに配慮し、照会書には、担当者の警察署（課）名、係名、氏名、連絡先の加入電話番号及び内線番号を必ず記載すること。

(2) 返信用封筒の同封

照会書を郵送等により送付し、郵送により回答を求める場合は、所在地警察署（課）名、係名等の送付先を明記し、返信用封筒を同封すること。

第 5 調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の保管

署長が行う法第 13 条の 3 の規定に基づく調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の保管に関する事務は、次により処理するものとする。

(1) 提出命令の要件等

ア 法第 13 条の 3 第 1 項の規定による提出命令の要件は、

(ア) 所持許可者等が人に暴行を加え、又はみだりに動物の殺傷その他の物の損壊をする行為をしたこと。

(イ) (ア) の行為その他の異常又は粗暴な言動から判断して、当該所持許可者等が法第 5 条第 1 項第 3 号、第 4 号、第 5 号又は第 18 号に該当する疑いがあると認められること。

(ウ) 当該所持許可者等が法第 5 条第 1 項第 3 号、第 4 号、第 5 号又は第 18 号に該当するかどうかについて受診命令、照会その他の方法による調査を行う必要があること。

(エ) (ウ) の調査を行う間、当該所持許可者等に当該許可に係る銃砲等又は刀剣類を保管させておくことが適当ではないと認められること。

である。

イ 法第 13 条の 3 第 1 項中「暴行」とは、人の身体に対する不法な有形力の行使をいう。

ウ 法第 13 条の 3 第 1 項中「物」には、提出命令の対象となる所持許可者等以外の者の所有物に限らず、当該所持許可者等の所有物及び無主物も含まれる。

エ 署長は、所持許可者等が欠格事由に該当しないことが明らかとなった場合又は銃砲等又は刀剣類を保管した日から起算して 30 日を経過した場合は、公安委員会に帰責されない事由により返還できない場合を除き、法第 13 条の 3 第 2 項により、保管した銃砲等又は刀剣類を速やかにその者に返還する義務を負う。

オ 調査の結果、所持許可者等が欠格事由に該当することが明らかとなったときは、既に保管している銃砲等又は刀剣類を法第 11 条第 8 項の規定により引き続き仮領置することとなるので、当該銃砲等又は刀剣類を一旦返還する必要はない。

カ 所持許可者等が法第 13 条の 3 第 1 項又は第 3 項の規定による提出命令に応じない場合には、法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する許可の取り消し並びに法第 35 条第 3 号及び第 4 号の罰則の対象となる。

なお、所持許可者等がそれらの提出命令に応じない場合においても、有形力を行使して銃砲等又は刀剣類を提出させることはできない。

キ 提出命令は、行政手続法第 13 条第 2 項第 1 号に該当するため、聴聞又は弁明の機会の付与を行う必要はない。

なお、提出命令の実施に際しては、審査請求に関する手続及び行政事件訴訟法

(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えに関する手続を教示すること。

(2) 執行

ア 署長は、法第13条の3第1項又は第3項の規定に該当し、銃砲等又は刀剣類（当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、当該拳銃部品も含む。）の調査を行う間において保管をする必要があると認めたときは、主管課長と協議をした上で行うこと。

イ 署長は、調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の保管に当たっては、提出者に対して保管する旨を口頭で伝達し、当該銃砲等又は刀剣類を提出させ、保管書（規則別記様式第76号）を交付すること。

なお、交付に当たっては、提出者に対し、返還に際して必要となるので当該保管書を保管すべき旨告知すること。

ウ 署長は、調査を行う間に銃砲等又は刀剣類を保管した場合は、その状況を主管課長に電話で報告すること。

エ 主管課長は、ウの報告を受理したときは、調査保管中の保管状況を聴取し記録しておくこと。

(3) 保管

署長は、調査を行う間に保管した物件ごとに、保管の年月日、提出者等を記載した札を付すなどして調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の保管であること、及び識別事項を明示し、保管書控とともに銃砲等又は刀剣類保管庫に保管の上、銃砲等又は刀剣類保管簿（第6号様式）を作成して管理すること。

なお、調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の保管に当たっては、損傷の防止について十分に配慮すること。

(4) 返還

署長は、法第13条の3第2項又は第4項の規定に基づき銃砲等又は刀剣類を返還する場合は、主管課長に報告するとともに、許可証の提示を求めて本人であることを確認した上で、保管書と引換えに当該物件を返還し、受領書（規則別記様式第40号）を徴すること。

なお、保管した日から起算して30日が経過したために当該物件を返還するときも同様とする。

(5) 仮領置への移行

署長は、調査の結果、法第11条第8項の規定に基づき保管中の物件を仮領置する場合は、主管課長と協議をした上で銃砲等又は刀剣類の仮領置の手続を行い、仮領置書（規則別記様式第38号）を交付し、保管を行う際に交付した保管書の返還を求めること。この場合において、次の事項に留意すること。

(ア) 仮領置書中「提出者」欄には、保管に際して当該銃砲等又は刀剣類を提出した者の氏名等を記載すること。

(イ) 当該銃砲等又は刀剣類に係る保管書控中の「処理結果」欄に、仮領置を行った旨及びその日付を記入すること。

なお、銃砲等又は刀剣類を提出した者が、保管書を紛失したなどの理由により保管書を提出できない場合は、その旨を仮領置書控中の「処理結果」欄に記載すること。